

指定講座・試験に関する手続細則

(総則)

第1条 この細則は、公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会の会員規則第6条に規定する認定登録 医業経営コンサルタントの指定講座・試験に関する手続及び関係書類等の様式について、必要事項を定める。

(認定登録 医業経営コンサルタントの受講・受験手続)

第2条 指定講座の受講及び一次試験並びに二次試験の受験に必要な手続とその書類等の様式を次の各項のとおり定める。

- 2 指定講座・一次試験の受講・受験の申込みは、所定の受講料、受験料を納付のうえ、指定講座・一次試験申込書(願書)【様式第(認)ー01号】を提出して行う。
- 3 二次試験の受験申込みは、別に定める費用を納付のうえ、次の書類を提出して行う。
 - (1) 二次試験申込書 (論文) 【様式第(認)ー02号】
 - (2) 論文
 - (3) 入会申込書(個人正会員) 【様式第(会)ー01号】
 - (4) 誓約書 【様式第(会)ー02号】
 - (5) 履歴書
 - (6) 登記されていないことの証明書(成年被後見人、被保佐人とする記録がないこと。)
- 4 前2項の書類は、事務局が受理し、事前審査を行う。
- 5 事務局は、前項の一次試験受験者に一次試験結果通知書【様式第(認)ー03・04号】で可否を通知するとともに、一次試験合格者に二次試験に必要な申込書等の用紙とその要領を送付する。
- 6 事務局は、前項の二次試験受験者に二次試験結果通知書【様式第(認)ー05・06号】で可否を通知するとともに、二次試験合格者に登録手続きに必要な登録申請書等の用紙とその要領を送付する。

附 則

この細則は、公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会の設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。